⑪ 年金

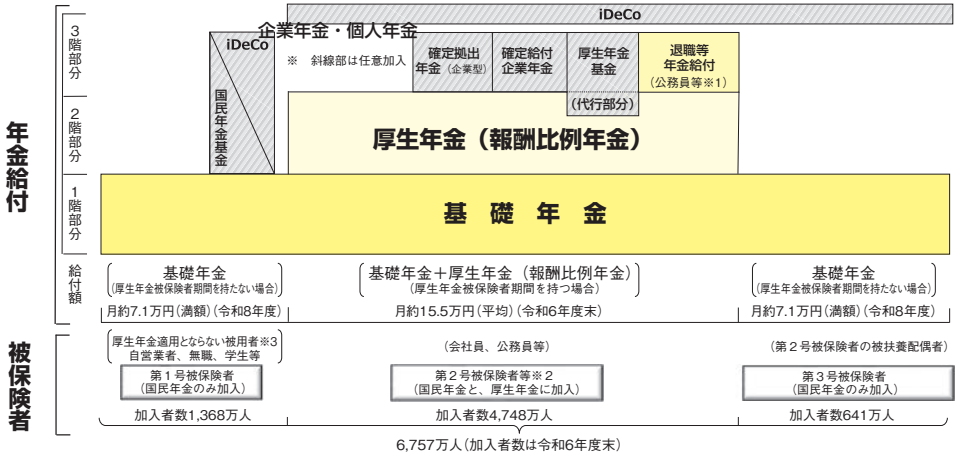
年金制度の概要

概　要

年金制度の体系

○年金給付は、「3階建て」の構造。（基礎年金、厚生年金（報酬比例年金）、企業年金・個人年金）

○1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1　被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2　第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

※3　第3号被保険者とならない者に限る。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等	○民間サラリーマン、公務員が該当	○民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者
○保険料は定額、月17,920円（令和8年4月） ※平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円（平成16年度価格）で固定 ※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円（平成16年度価格） ※毎年度の保険料額は、名目賃金の変動に応じて改定 ○任意で、付加保険料の納付や国民年金基金、iDeCoへの加入が可能	○保険料は報酬額に比例、料率は18.3%（平成29年9月～） ※平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年9月以降18.3%で固定 ○労使折半で保険料を負担 ○企業により、企業型確定拠出年金や確定給付企業年金を実施 ○任意で、iDeCoへの加入が可能	○被保険者本人は、負担を要しない ○配偶者の加入している厚生年金制度が負担 ○任意で、iDeCoへの加入が可能

○老齢年金の給付額（令和8年度）※67歳以下の方（新規裁定者）の場合
・自営業者（40年加入の第1号被保険者1人分）　：月額 70,608円
・サラリーマン夫婦（第2号被保険者の厚生年金（男性の平均的な賃金で40年加入）と基礎年金夫婦2人分（40年加入）の合計）　：月額237,279円
○公的年金受給権者数（令和7年3月末）　：3,941万人
○公的年金受給者の年金総額（令和7年3月末）　：58兆3,311億円

詳細資料① マクロ経済スライド

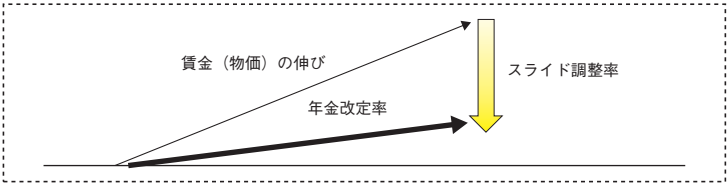
平成16年の改正により、負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組みが導入された。この仕組みは、平成27年度、令和元年度、令和2年度、令和5年度から令和8年度までの計7回発動された。

新しい年金額の調整の仕組み（マクロ経済スライド）

年金を初めてもらうとき（新規裁定者）：賃金の伸び率　－　スライド調整率※

年金をもらっている人（既裁定者）　：物価の伸び率　－　スライド調整率※

※　スライド調整率：
公的年金全体の被保険者数の減少率＋平均余命の延びを勘案した一定率



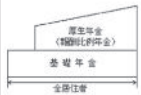
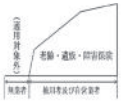
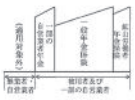
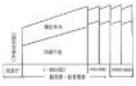
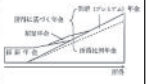
○　少なくとも5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に年金の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（給付費1年分程度）を保有しつつ、財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始。

○　年金額は、通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えるが、年金額の調整を行っている期間は、年金を支える力の減少や平均余命の延びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える。（この仕組みを、「マクロ経済スライド」という。）

○　その後の財政検証において、給付と負担の均衡を取ることができると見込まれるようになった時点で、こうした年金額の調整を終了。

詳細資料②　年金制度の国際比較

（※1）

	日　本	英　国	アメリカ	ドイツ（※5）	フランス（※5）	スウェーデン（※5）
制度体系						
被保険者	全居住者	一定以上の 所得のある居住者	無業者を除き 居住者は原則加入	居住している被用者 は原則加入 （注）教師、看護・介護職等の 一部の自営業者も加入	無業者を除き 居住者は原則加入	一定以上の 所得のある居住者 （※8）
保険料率／額 （一般被用者 の場合）	厚生年金 18.3%（労使折半） 国民年金 月額17,920円 （2026年度額）	23.0%（※3） 本人　：8.0% 事業主：15.0%	12.4% （労使折半）	18.6% （労使折半）	17.96%（※6） 本人　：7.3% 事業主：10.66%	17.21%（※9） 本人　：7.0% 事業主：10.21%
支給開始年齢 （※2）	厚生年金 ・男性：65歳 ・女性：63歳 （注）女性は2030年度までに 65歳に引上げ予定 基礎年金 65歳	66歳 （注）2028年までに67歳 に引上げ予定 （注）2046年までに68歳 に引上げ予定	66歳10か月 （注）2027年までに67歳 に引上げ予定	66歳6か月 （注）2029年までに67歳 に引上げ予定	満額拠出期間（※7） を満たす場合 62歳9か月 （注）2033年までに64歳 に引上げ予定 満額拠出期間 を満たさない場合 67歳	— （注）64歳以降本人が 受給開始時期を選択
最低加入期間	10年	10年	40四半期 （10年相当）（※4）	5年	なし	なし
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 （注）プレミアム年金は 積立方式

※1　2026年4月時点
※2　上記の表における支給開始年齢とは、給付算定式で得られた額を増減額なく受け取ることができる年齢をいい、国によっては生年月日や職種等によって例外が設けられている場合がある。
※3　英国の保険料は、失業給付等の年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収されている。また、保険料率は、所得等に応じて異なる料率となる場合がある。
※4　所定の保険料納付に応じて、1年につき最大4単位分の保険料記録が付与されるところ、老齢年金の受給には、40単位分（10年相当）の保険料記録が必要となっている。
※5　ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、スウェーデンは所得に基づく年金についての保険料率、支給開始年齢等をそれぞれ記載している。
※6　フランスの保険料率は、報酬限度額（€48,060（2026年））までの所得については17.96%（本人 7.3%／事業主:10.66%）であるが、報酬限度額を超える部分の所得については2.51%（本人0.4%／事業主2.11%）しか賦課されないなど、所得に応じて異なる料率となる場合がある。また、一般制度における補足年金に係る保険料は含めていない。
※7　満額拠出期間とは、年金額の満額受給に必要な保険料拠出期間をいう。1963年生まれの者は42年6か月（170四半期）であるが、段階的に延長されており、1966年生まれの者以降は43年（172四半期）となる予定。
※8　スウェーデンの保証年金は、低・無年金者に対して税財源により支給される制度である。支給開始年齢は67歳で、現にスウェーデンに居住していること、かつ、3年以上のEU諸国等（うち1年以上はスウェーデン）での居住又は就労歴が必要。
※9　スウェーデンの保険料率は、老齢年金に充てるものとして徴収されている保険料の料率であり、遺族年金等の保険料については別途課せられ、事業主のみが負担する。
資料出所：各国政府の発表資料　ほか

詳細データ① 公的年金被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	被保険者総数	国民年金第1号被保険者	厚生年金保険被保険者（国民年金第2号被保険者等）		国民年金第3号被保険者
			第1号	第2～4号	
1987（昭和 62）年度	64,105	19,292	28,216	5,299	11,299
90（平成 2）	66,313	17,579	31,493	5,285	11,956
95（ 7）	69,952	19,104	33,275	5,372	12,201
2000（ 12）	70,491	21,537	32,192	5,231	11,531
01（ 13）	70,168	22,074	31,576	5,184	11,334
02（ 14）	70,460	22,368	32,144	4,712	11,236
03（ 15）	70,292	22,400	32,121	4,677	11,094
04（ 16）	70,293	22,170	32,491	4,639	10,993
05（ 17）	70,447	21,903	33,022	4,599	10,922
06（ 18）	70,383	21,230	33,794	4,569	10,789
07（ 19）	70,066	20,354	34,570	4,514	10,628
08（ 20）	69,358	20,007	34,445	4,471	10,436
09（ 21）	68,738	19,851	34,248	4,429	10,209
10（ 22）	68,258	19,382	34,411	4,418	10,046
11（ 23）	67,747	19,044	34,515	4,410	9,778
12（ 24）	67,356	18,637	34,717	4,399	9,602
13（ 25）	67,175	18,054	35,273	4,394	9,454
14（ 26）	67,134	17,420	35,985	4,409	9,319
15（ 27）	67,119	16,679	36,864	4,425	9,151
16（ 28）	67,309	15,754	38,218	4,447	8,890
17（ 29）	67,335	15,052	39,112	4,469	8,701
18（ 30）	67,462	14,711	39,806	4,478	8,467
19（令和 元）	67,616	14,533	40,374	4,505	8,203
20（ 2）	67,558	14,495	40,472	4,662	7,930
21（ 3）	67,293	14,312	40,645	4,709	7,627
22（ 4）	67,438	14,047	41,569	4,610	7,212
23（ 5）	67,445	13,871	42,109	4,609	6,856
24（ 6）	67,566	13,680	42,849	4,628	6,408

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

（注） 1. 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。
2. 厚生年金被保険者は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。
3. 厚生年金保険の第1号被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。
4. 厚生年金保険の第2～4号被保険者は、平成26年度以前は共済組合の組合員、平成27年度以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。

詳細データ② 公的年金受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	総数		国民年金	厚生年金保険（共済年金を含む）			福祉年金
				（再掲）基礎のみ・旧国年	第1号	第2～4号（共済年金を含む）	
1987（昭和 62）年度	22,523		10,077	10,020	8,306	2,652	1,488
90（平成 2）	25,014		11,001	10,841	10,023	3,027	964
95（ 7）	32,373	〈29,479〉	14,751	11,667	13,621	3,602	400
2000（ 12）	40,790	〈33,998〉	19,304	12,078	18,074	3,275	137
01（ 13）	42,731	〈35,084〉	20,238	12,107	19,005	3,380	107
02（ 14）	44,748	〈36,210〉	21,222	12,129	20,315	3,130	82
03（ 15）	46,771	〈37,396〉	22,111	12,107	21,369	3,229	62
04（ 16）	48,710	〈38,460〉	22,997	12,043	22,334	3,333	47
05（ 17）	50,566	〈39,347〉	23,954	11,952	23,156	3,421	34
06（ 18）	52,542	〈40,298〉	24,968	11,874	24,043	3,506	24
07（ 19）	54,797	〈41,464〉	25,925	11,740	25,226	3,628	17
08（ 20）	57,435	〈42,825〉	26,949	11,509	26,684	3,790	12
09（ 21）	59,883	〈44,135〉	27,787	11,221	28,141	3,948	8
10（ 22）	61,882	〈45,269〉	28,343	10,917	29,433	4,101	5
11（ 23）	63,841	〈46,184〉	29,122	10,675	30,479	4,237	3
12（ 24）	66,216	〈46,987〉	30,305	10,473	31,535	4,373	2
13（ 25）	68,004	〈47,419〉	31,397	10,234	32,164	4,442	1
14（ 26）	69,877	〈48,009〉	32,409	9,993	32,932	4,535	1
15（ 27）	71,580	〈48,618〉	33,229	9,748［8,793］	33,703	4,647	0
16（ 28）	72,623	〈48,745〉	33,858	9,498［8,510］	34,094	4,672	0
17（ 29）	74,646	〈49,591〉	34,839	9,336［8,315］	35,060	4,747	0
18（ 30）	75,429	〈49,647〉	35,294	9,096［8,041］	35,296	4,839	0
19（令和 元）	75,897	〈49,498〉	35,645	8,865［7,774］	35,432	4,819	0
20（ 2）	76,652	〈49,668〉	35,961	8,631［7,506］	35,815	4,876	0
21（ 3）	76,977	〈49,541〉	36,142	8,401［7,247］	35,878	4,957	0
22（ 4）	77,086	〈49,318〉	36,164	8,137［6,960］	35,981	4,940	0
23（ 5）	77,468	〈49,342〉	36,255	7,911［6,712］	36,225	4,988	0
24（ 6）	77,550	〈49,088〉	36,302	7,662［6,447］	36,189	5,059	－

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

（注）1. 〈 〉内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成14年度から平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. 基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金及び旧法国民年金の受給者をいう。

3. ［ ］内は基礎のみ共済なし・旧国年の数値。基礎のみ共済なしは基礎のみの受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。

4. 職務上・公務上を含む。

5. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

6. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、平成7年度以前は共済年金の受給権者を、平成12年度から平成26年度までは共済年金の受給者を、それぞれ計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

詳細データ③　公的年金受給者の年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年度	総数		国民年金	厚生年金保険（共済年金を含む）			福祉年金
				（再掲）基礎のみ・旧国年	第1号	第2～4号（共済年金を含む）	
1987（昭和 62）年度	176,553		36,529	36,152	85,830	49,304	4,892
90（平成 2）	216,399		43,368	42,319	110,826	58,847	3,359
95（ 7）	318,473	〈313,430〉	77,456	55,852	163,958	75,694	1,608
2000（ 12）	388,411	〈378,421〉	115,706	64,077	211,018	60,554	563
01（ 13）	401,904	〈390,524〉	123,155	65,190	216,428	61,123	442
02（ 14）	421,316	〈408,390〉	130,886	66,280	227,491	61,879	337
03（ 15）	434,056	〈421,206〉	136,701	66,491	233,971	62,603	254
04（ 16）	442,774	〈431,128〉	143,156	66,815	236,195	63,130	190
05（ 17）	455,700	〈444,658〉	150,681	67,241	240,934	63,233	138
06（ 18）	465,444	〈453,682〉	158,168	67,587	242,932	63,947	98
07（ 19）	474,395	〈462,040〉	165,637	67,659	244,254	64,245	69
08（ 20）	488,658	〈475,392〉	173,646	67,069	249,461	64,436	47
09（ 21）	502,554	〈488,159〉	180,421	66,148	255,333	66,768	32
10（ 22）	511,332	〈496,045〉	185,352	65,212	258,761	67,199	21
11（ 23）	522,229	〈506,098〉	191,168	64,418	263,023	68,026	13
12（ 24）	532,397	〈515,432〉	199,912	63,914	263,902	68,575	8
13（ 25）	528,436	〈511,155〉	206,546	62,688	256,672	65,214	5
14（ 26）	534,031	〈517,209〉	213,040	61,598	255,993	64,994	3
15（ 27）	545,504	〈530,592〉	221,751	61,452	258,123	65,628	2
16（ 28）	548,355	〈537,175〉	227,156	60,646	257,008	64,190	1
17（ 29）	554,108	〈544,933〉	232,642	59,880	258,091	63,374	0
18（ 30）	555,904	〈548,051〉	236,380	58,960	256,643	62,881	0
19（令和 元）	556,262	〈548,400〉	239,742	58,111	254,965	61,554	0
20（ 2）	560,078	〈552,033〉	243,212	57,280	255,715	61,151	0
21（ 3）	560,674	〈552,631〉	244,997	56,271	254,996	60,681	0
22（ 4）	557,211	〈549,023〉	244,936	54,844	253,087	59,188	0
23（ 5）	568,281	〈559,931〉	251,109	54,881	257,560	59,611	0
24（ 6）	583,311	〈574,871〉	258,897	55,057	263,750	60,664	－

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」等

（注）1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。
2. 〈 〉内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
3. 厚生年金保険（第1号）の平成2年度以前は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
5. 基礎のみ・旧国年とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金及び旧法国民年金の受給者の年金総額をいう。
6. 職務上・公務上を含む。
7. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、平成7年度以前は共済年金の受給権者の年金総額を、平成12年度から平成26年度までは共済年金の受給者の年金総額を、それぞれ計上している。
平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
8. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

詳細データ④　基礎年金の給付に要する費用の状況

（単位：億円）

		1987（昭和62）年度	90（平成2）	95（7）	00（12）	01（13）	02（14）	03（15）	04（16）	05（17）	06（18）	07（19）	08（20）	09（21）	10（22）
費用負担	総額	56,108	71,948	109,779	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701
	特別国庫負担分除く（再掲）	52,150	67,563	104,865	137,307	143,255	149,653	154,692	159,044	164,416	169,862	176,893	184,065	193,998	196,401
	国民年金	16,500	18,921	26,690	32,779	34,236	35,783	36,477	37,034	37,107	37,151	36,800	37,242	36,802	36,149
	特別国庫負担分除く（再掲）	12,542	14,536	21,777	27,946	29,319	30,873	31,610	32,192	32,276	32,477	32,175	32,486	33,400	32,849
	厚生年金保険	32,292	44,106	69,866	93,633	97,575	102,730	106,850	110,314	115,207	119,991	126,842	133,101	140,933	143,640
	共済組合等	7,316	8,921	13,222	15,728	16,362	16,050	16,232	16,538	16,933	17,395	17,876	18,477	19,665	19,912
	拠出金単価（月額）（円）	7,691	9,519	14,111	19,149	20,149	21,450	22,239	22,924	22,986	24,626	25,734	27,057	29,212	29,947
年金給付	総額	56,108	71,948	109,779	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518	188,821	197,400	199,701
	基礎年金給付費	6,606	10,853	41,653	84,730	93,594	102,454	110,697	118,093	126,359	134,883	144,597	154,435	164,240	169,658
	みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）	49,502	61,095	68,126	57,410	54,579	52,110	48,862	45,793	42,887	39,653	36,922	34,385	33,160	30,043
	国民年金	27,120	31,296	31,507	25,588	24,251	22,916	21,378	19,957	18,583	17,197	15,896	14,766	13,675	12,358
	厚生年金保険	17,469	22,584	25,986	24,234	23,059	22,638	21,428	20,145	18,923	17,395	16,241	15,178	15,244	13,864
	共済組合等	4,913	7,215	10,632	7,588	7,268	6,555	6,056	5,691	5,381	5,061	4,786	4,442	4,151	3,821

		11（23）	12（24）	13（25）	14（26）	15（27）	16（28）	17（29）	18（30）	19（元）	20（2）	21（3）	22（4）	23（5）	24（6）
費用負担	総額	200,615	206,258	213,421	218,294	225,320	230,370	235,566	238,692	241,402	244,721	246,338	246,223	250,238	257,378
	特別国庫負担分除く（再掲）	197,382	203,015	210,147	215,008	221,967	226,956	231,993	234,971	237,602	240,815	242,353	242,170	246,056	253,012
	国民年金	35,194	36,540	37,513	36,832	36,165	34,602	33,199	33,133	32,688	32,839	33,478	33,819	34,035	35,019
	特別国庫負担分除く（再掲）	31,961	33,298	34,239	33,546	32,813	31,188	29,626	29,413	28,888	28,933	29,494	29,766	29,852	30,653
	厚生年金保険	145,301	149,213	154,907	160,096	167,216	173,529	179,872	183,059	186,105	188,534	189,348	189,360	193,222	198,986
	共済組合等	20,119	20,505	21,001	21,366	21,939	22,240	22,495	22,500	22,609	23,348	23,512	23,044	22,982	23,373
	拠出金単価（月額）（円）	30,587	31,301	32,737	33,146	34,198	34,870	35,509	35,805	36,194	36,822	37,086	37,043	37,697	38,778
年金給付	総額	200,615	206,258	213,421	218,294	225,320	230,370	235,566	238,692	241,402	244,721	246,338	246,223	250,238	257,378
	基礎年金給付費	174,316	183,009	192,675	199,833	209,321	216,809	224,065	228,990	233,290	237,979	240,857	241,901	246,858	254,730
	みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）	26,298	23,248	20,746	18,461	15,999	13,561	11,501	9,702	8,112	6,742	5,481	4,322	3,380	2,648
	国民年金	10,855	9,564	8,378	7,246	6,286	5,384	4,537	3,778	3,106	2,532	2,026	1,563	1,188	900
	厚生年金保険	11,971	10,551	9,472	8,743	7,513	6,235	5,280	4,477	3,771	3,163	2,581	2,049	1,616	1,277
	共済組合等	3,472	3,133	2,896	2,473	2,200	1,942	1,684	1,448	1,235	1,047	873	710	576	470

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金　事業年報」等

（注）　基礎年金拠出金（特別国庫負担分除く）の2分の1は国庫負担となっている。なお、平成15年度までは3分の1、平成16年度は3分の1＋定額、平成17年度は3分の1＋1000分の11＋定額、平成18年度は3分の1＋1000分の25、平成19年度ならびに平成20年度は3分の1＋1000分の32が国庫負担となっている。

年金額・保険料の推移

詳細データ① 年金額の推移

〔国民年金〕

	老齢基礎年金（注1）	障害基礎年金（1級）	障害基礎年金（2級）	遺族基礎年金（子1人）
2004（平成16）年度	66,208円	82,758円	66,208円	85,258円
2005（　17）年度	66,208円	82,758円	66,208円	85,258円
2006（　18）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2007（　19）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2008（　20）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2009（　21）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2010（　22）年度	66,008円	82,508円	66,008円	85,000円
2011（　23）年度	65,741円	82,175円	65,741円	84,658円
2012（　24）年度	65,541円	81,925円	65,541円	84,400円
2013（　25）年4月～9月	65,541円	81,925円	65,541円	84,400円
2013（　25）年10月～2014（　26）年3月	64,875円	81,091円	64,875円	83,541円
2014（　26）年度	64,400円	80,500円	64,400円	82,933円
2015（　27）年度	65,008円	81,258円	65,000円	83,716円
2016（　28）年度	65,008円	81,260円	65,000円	83,716円
2017（　29）年度	64,941円	81,177円	64,941円	83,633円
2018（　30）年度	64,941円	81,177円	64,941円	83,633円
2019（令和元）年度	65,008円	81,260円	65,008円	83,716円
2020（　2）年度	65,141円	81,427円	65,141円	83,882円
2021（　3）年度	65,075円	81,343円	65,075円	83,800円
2022（　4）年度	64,816円	81,020円	64,816円	83,466円
2023（　5）年度	66,250円	82,812円	66,250円	85,308円（注2）
2024（　6）年度	68,000円	85,000円	68,000円	87,567円（注2）
2025（　7）年度	69,308円	86,635円	69,308円	89,250円（注2）
2026（　8）年度	70,608円	88,260円	70,608円	90,925円（注2）

（注1）老齢基礎年金は、40年間保険料を納付した場合の額（満額）
（注2）年金額は、昭和31年4月2日以降生まれの方の場合の額

〔標準的な年金受給世帯の年金額（夫婦の基礎年金＋夫の厚生年金）〕

	老齢厚生年金（注1）
2004（平成16）年度	233,299円
2005（　17）年度	233,299円
2006（　18）年度	232,591円
2007（　19）年度	232,591円
2008（　20）年度	232,591円
2009（　21）年度	232,591円
2010（　22）年度	232,591円
2011（　23）年度	231,648円
2012（　24）年度	230,940円
2013（　25）年4月～9月	230,940円
2013（　25）年10月～2014（　26）年3月	228,591円
2014（　26）年度	226,925円（注4）

	老齢厚生年金（注2）
2015（平成27）年度	221,507円（注4）
2016（　28）年度	221,504円
2017（　29）年度	221,277円
2018（　30）年度	221,277円
2019（令和元）年度	221,504円

	老齢厚生年金（注3）
2020（令和2）年度	220,724円
2021（　3）年度	220,496円
2022（　4）年度	219,593円
2023（　5）年度	224,482円（注5）
2024（　6）年度	230,483円（注5）

	老齢厚生年金（注6）
2025（　7）年度	232,784円（注5）
2026（　8）年度	237,279円（注5）

（注1）特例水準の計算式によって算出された給付水準（詳細資料②参照）
（夫が平均的収入（平均標準報酬月額（賞与を除く）36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始める場合の額）
（注2）本来の計算式によって算出された給付水準
（夫が平均的収入（平均標準報酬額（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始める場合の額）
（注3）男性の平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。
（注4）2014年度額と2015年度額を比較すると減額となっているのは、2015年度については、特例水準の解消により、直近の状況に即してモデルの前提・計算式を改めたことによるものです。
（注5）年金額は、昭和31年4月2日以降生まれの方の場合の額
（注6）男性の平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）45.5 万円）で 40 年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

詳細データ② 保険料の推移

〔国民年金〕

	国民年金保険料額
2004（平成16）年度	13,300円
2005（　17）年度	13,580円
2006（　18）年度	13,860円
2007（　19）年度	14,100円
2008（　20）年度	14,410円
2009（　21）年度	14,660円
2010（　22）年度	15,100円
2011（　23）年度	15,020円
2012（　24）年度	14,980円
2013（　25）年度	15,040円
2014（　26）年度	15,250円
2015（　27）年度	15,590円
2016（　28）年度	16,260円
2017（　29）年度	16,490円
2018（　30）年度	16,340円
2019（令和元）年度	16,410円
2020（　2）年度	16,540円
2021（　3）年度	16,610円
2022（　4）年度	16,590円
2023（　5）年度	16,520円
2024（　6）年度	16,980円
2025（　7）年度	17,510円
2026（　8）年度	17,920円

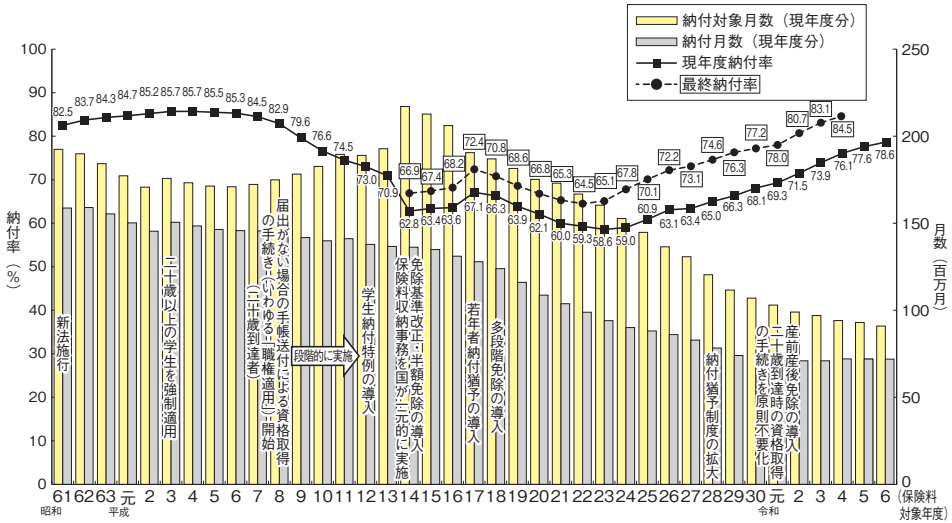
（注）　国民年金保険料額は、毎年、280円（※）ずつ引き上げ、平成29年度に16,900円（※）で固定された。
産前産後期間の保険料免除開始に伴い、平成31年4月以降は17,000円（※）。
（※）　平成16年度の賃金水準を基準として価格表示

〔厚生年金〕

	厚生年金保険料率
2004（平成16）年10月～	13.934%
2005（　17）年9月～	14.288%
2006（　18）年9月～	14.642%
2007（　19）年9月～	14.996%
2008（　20）年9月～	15.350%
2009（　21）年9月～	15.704%
2010（　22）年9月～	16.058%
2011（　23）年9月～	16.412%
2012（　24）年9月～	16.766%
2013（　25）年9月～	17.120%
2014（　26）年9月～	17.474%
2015（　27）年9月～	17.828%
2016（　28）年9月～	18.182%
2017（　29）年9月～	18.300%

（注）　厚生年金保険料率は、毎年、0.354％ずつ引き上げ、平成29年9月以降、18.3％で固定された。

国民年金保険料の納付率等の推移



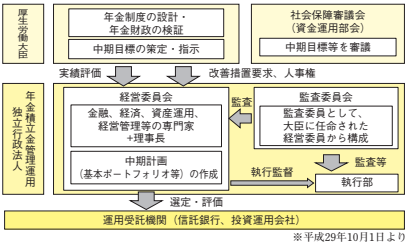
（注）　保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

年金積立金の管理・運用

概　要

年金積立金の管理・運用の仕組み

概要
○年金財政に責任を持つ厚生労働大臣が、運用に特化した独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人）に資金を寄託して運用。
○公募により選定された内外の優れた運用機関への委託運用中心（41社232ファンド）（令和7年3月末現在）



※平成29年10月1日より

詳細データ　厚生年金保険・国民年金の積立金の累積状況の推移

（単位：億円）

年　度	厚生年金（括弧内は時価ベース）	国民年金（括弧内は時価ベース）	合　計（括弧内は時価ベース）
平成元年度末	702,175	32,216	734,391
平成2年度末	768,605	36,317	804,922
平成3年度末	839,970	43,572	883,542
平成4年度末	911,340	51,275	962,615
平成5年度末	978,705	58,468	1,037,174
平成6年度末	1,045,318	63,712	1,109,030
平成7年度末	1,118,111	69,516	1,187,628
平成8年度末	1,184,579	78,493	1,263,072
平成9年度末	1,257,560	84,683	1,342,243
平成10年度末	1,308,446	89,619	1,398,065
平成11年度末	1,347,988	94,617	1,442,605
平成12年度末	1,368,804	98,208	1,467,012
平成13年度末	1,373,934 (1,345,967)	99,490 (97,348)	1,473,424 (1,443,315)
平成14年度末	1,377,023 (1,320,717)	99,108 (94,698)	1,476,132 (1,415,415)
平成15年度末	1,374,110 (1,359,151)	98,612 (97,160)	1,472,722 (1,456,311)
平成16年度末	1,376,619 (1,382,468)	96,991 (97,151)	1,473,610 (1,479,619)
平成17年度末	1,324,020 (1,403,465)	91,514 (96,766)	1,415,534 (1,500,231)
平成18年度末	1,300,980 (1,397,509)	87,660 (93,828)	1,388,640 (1,491,337)
平成19年度末	1,270,568 (1,301,810)	82,692 (84,674)	1,353,260 (1,386,485)
平成20年度末	1,240,188 (1,166,496)	76,920 (71,885)	1,317,108 (1,238,381)
平成21年度末	1,195,052 (1,207,568)	74,822 (75,079)	1,269,874 (1,282,647)
平成22年度末	1,134,604 (1,141,532)	77,333 (77,394)	1,211,937 (1,218,926)
平成23年度末	1,085,263 (1,114,990)	77,318 (79,025)	1,162,581 (1,194,015)
平成24年度末	1,050,354 (1,178,823)	72,789 (81,446)	1,123,143 (1,260,269)
平成25年度末	1,031,737 (1,236,139)	70,945 (84,492)	1,102,683 (1,320,631)
平成26年度末	1,049,500 (1,366,656)	71,965 (92,667)	1,121,465 (1,459,323)
平成27年度末	1,072,240 (1,339,311)	73,233 (87,768)	1,145,473 (1,427,079)
平成28年度末	1,103,321 (1,444,462)	73,186 (89,668)	1,176,506 (1,534,130)
平成29年度末	1,119,295 (1,549,035)	73,132 (92,210)	1,192,427 (1,641,245)
平成30年度末	1,125,431 (1,573,302)	74,437 (91,543)	1,199,868 (1,664,845)
令和元年度末	1,128,931 (1,493,896)	76,142 (85,232)	1,205,074 (1,579,128)
令和2年度末	1,134,126 (1,841,927)	75,498 (103,259)	1,209,625 (1,945,186)
令和3年度末	1,140,140 (1,940,615)	77,561 (105,642)	1,217,701 (2,046,256)
令和4年度末	1,147,253 (1,975,392)	78,745 (104,518)	1,225,998 (2,079,910)
令和5年度末	1,171,309 (2,430,478)	81,232 (125,173)	1,252,542 (2,555,650)
令和6年度末	1,202,415 (2,477,618)	81,578 (123,138)	1,283,993 (2,600,757)
令和7年度予算	1,164,832	75,449	1,240,281
令和8年度予算	1,199,502	77,329	1,276,832

（注）1. 金額は簿価ベース、括弧内は時価ベース
2. ただし、一部簿価で代行されたものを含む。
3. 厚生年金の積立金には、厚生年金基金の代行部分は含まれていない。
4. 国民年金の積立金には、基礎年金勘定分は含まれていない。
5. 平成13年度末以降には、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度までは旧基金）への寄託分を含んでいる。
6. 四捨五入のため、合算した数値は一致しない場合がある。

詳細資料　年金積立金管理運用独立行政法人　中期計画（概要）

1　年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

・年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令及び中期目標の定めるところに基づき行う。

・リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）を参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を策定し、年金積立金の運用を行う。

・年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないよう、十分留意する。
また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう十分に考慮する。

2　国民から信頼され、年金積立管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）としての使命を着実に果たすための健全な組織運営

・意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図りながら、自律的なPDCAサイクルを十分機能させることにより、引き続き国民からの信頼に応え、管理運用法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営を確保する。

3　基本的な運用手法及び運用目標

・年金積立金の運用は、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）1.9％を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

・市場平均収益率の確保の観点から、中期目標期間において、資産全体の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの割合で加重平均して算出したもの）を確保する。その際、各年度における資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

4　基本ポートフォリオ

・経営委員会が策定する基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオを参酌し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。
その際、名目賃金上昇率からの下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、リスクシナリオ等による検証を行う。

・基本ポートフォリオを構成する資産区分は、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
資産構成割合	25％	25％	25％	25％
乖離許容幅	±6％	±5％	±6％	±6％
	±9％		±9％	

（注）為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。

・オルタナティブ資産は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5％を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5％の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による議決を経た上で、上振れを容認する。

5　運用の多様化・高度化

・運用に当たっては、原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ運用を併用する。ただし、アクティブ運用は、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行う。

・運用対象については、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において幅広に検討を行う。

・オルタナティブ投資については、運用の効率性を向上させつつ超過収益を獲得する観点から行うものであり、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、更なる体制整備を図りつつ、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら、新たな投資手法の検討を含め着実に取組を進める。

6　運用受託機関等の選定、評価及び管理

・運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の在り方等を含め、適時に見直す。その際、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価する。

7　リスク管理

・リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に、必要がある場合には速やかに報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行う。

8　スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG等の非財務的要素を考慮した投資

・企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の判断に委ねる。ただし、管理運用法人としてのスチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進する観点から、運用受託機関への委託に当たっては、長期的な投資収益の向上につながるESG（環境、社会、ガバナンス）要素を含むサステナビリティの重要性を踏まえ、効果的なエンゲージメントを行う。その際、運用受託機関による議決権行使を含むスチュワードシップ活動が、専ら被保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを明確化する。

・年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進し、サステナビリティに関するリスク低減や市場全体の持続的成長による長期的な投資収益の拡大と市場平均収益率の確保の両立を図りながら、ESGを考慮した取組を進める。
その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といったことに留意しつつ、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を考慮した投資に関する基本的な方針（以下「サステナビリティ投資方針」という。）に沿って取組を進めるとともに、PDCAサイクルを適切に回し、ESGを考慮した投資について継続的に検証を行い、その結果を取組の改善等につなげる。

・市場平均収益率を確保しながら、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、投資先企業の持続的な成長可能性等を評価する際の非財務的要素の一つとして、投資先企業の事業内容がもたらす社会・環境の効果（インパクト）を考慮して投資を行うことについて検討し、必要な取組を行う。
その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といったことに留意しつつ、サステナビリティ投資方針に沿って、取組を進める。併せて、取組が管理運用法人の運用に求められる基本的な考え方に則って行われているかについて継続的に検証する。

9　管理運用法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等

・長期国際分散投資を行う中で、運用の高度化・多様化等を引き続き進めるために必要な人材の確保・育成・定着及び人材の確保等を戦略的に進めるための機能の強化を図る。

10　業務のデジタル化の推進等

・業務の効率化等の観点から、IT分野における専門人材の確保・育成等を進めるとともに、業務のデジタル化を推進する。

11　情報発信・広報及び透明性の確保

・国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。

・各年度の管理及び運用実績の状況等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表する。

年金財政の将来見通し

概　要

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和６（2024）年財政検証）
― 幅広い複数ケースの経済前提における見通し ―

足下の所得代替率※（2024年度）

61.2%（比例：25.0%／基礎：36.2%）

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。
所得代替率 ＝（夫婦2人の基礎年金 ＋ 夫の厚生年金）／ 現役男子の平均手取り収入額
2024年度： 61.2%　　13.4万円　　9.2万円　　37.0万円
注：所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

将来の所得代替率

※給付水準調整終了後の所得代替率であり、（　）内は給付水準の調整終了年度である。

労働力の前提		所得代替率	内訳	実質賃金上昇率	実質経済成長率（2034年度以降30年平均）
成長実現・労働参加進展	高	高成長実現ケース	56.9%（2039）	実質賃金上昇率：2.0% 実質的な運用利回り（スプレッド）：1.4%	1.6%
	55%	成長型経済移行・継続ケース	57.6%（2037）	実質賃金上昇率：1.5% 実質的な運用利回り（スプレッド）：1.7%	1.1%
成長率ベースライン・労働参加漸進		過去30年投影ケース	50.4%（2057）	実質賃金上昇率：0.5% 実質的な運用利回り（スプレッド）：1.7%	▲0.1%
	50%				
一人当たりゼロ成長・労働参加現状	低	1人当たりゼロ成長ケース		実質賃金上昇率：0.1% 実質的な運用利回り（スプレッド）：1.3%	▲0.7%

比例：25.0%（調整なし）／基礎：31.9%（2039）
比例：25.0%（調整なし）／基礎：32.6%（2037）
比例：24.9%（2026）／基礎：25.5%（2057）

・機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は 2059 年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率 37%～ 33%程度（機械的に基礎、比例ともに給付水準調整を続けた場合、2059 年度時点の所得代替率は 50.1%）。
・2059 年度時点でマクロ経済スライドの未調整分は▲21.7%。仮にマクロ経済スライドの名目下限措置を撤廃し、機械的に給付水準調整を続ける場合（経済変動あり）、給付水準調整終了後の所得代替率は 45.3%（調整終了年度は 2063 年度）。

※　最低賃金が2030年代半ばに1,500円（全国加重平均）となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。
（高成長実現ケース：+0．4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース：+0．4%ポイント、過去30年投影ケース：+0．3%ポイント）

（注）1. 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、人国超過数16.4万人）。
2. 高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り（スプレッド）が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26（2014）年財政検証においても同様の結果が生じている。

概　要

令和６（2024）年財政検証結果（人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人　経済：成長型経済移行・継続ケース）

厚生年金の見通し

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金拠出金	報酬比例	収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2024年度価格）	積立度合
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2024（6）	68.4	41.6	15.2	11.5	52.8	22.5	30.0	15.6	292.5	292.5	5.2
2025（7）	69.3	42.9	14.5	11.8	54.2	23.3	30.7	15.1	307.5	298.3	5.4
2026（8）	71.3	44.2	15.0	12.1	55.0	23.7	31.0	16.3	323.8	307.1	5.6
2027（9）	73.6	45.6	15.8	12.3	56.3	24.2	31.8	17.4	341.2	319.5	5.8
2028（10）	76.1	46.9	16.6	12.6	57.6	24.8	32.6	18.5	359.7	330.9	5.9
2029（11）	78.7	48.3	17.5	12.8	59.2	25.4	33.5	19.5	379.2	340.6	6.1
2030（12）	81.3	49.7	18.5	13.1	60.7	26.0	34.4	20.6	399.8	349.4	6.2
2040（22）	116.2	65.0	34.0	17.2	82.6	34.3	47.9	33.6	680.2	439.4	7.8
2060（42）	220.0	105.5	83.4	31.1	152.3	62.1	89.8	67.7	1660.4	535.9	10.5
2090（72）	544.5	212.2	263.2	69.1	351.6	138.2	212.9	192.9	5227.1	595.9	14.3
2120（102）	1435.7	422.7	872.6	140.4	716.7	280.9	435.2	719.0	17371.1	699.4	23.2

（参考）

所得代替率	基礎	比例
%	%	%
61.2	36.2	25.0
61.1	36.1	25.0
60.9	36.0	25.0
60.8	35.8	25.0
60.5	35.5	25.0
60.3	35.3	25.0
60.0	35.0	25.0
57.6	32.6	25.0
57.6	32.6	25.0
57.6	32.6	25.0

国民年金の見通し

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金拠出金	収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2024年度価格）	積立度合
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2024（6）	4.0	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	14.1	14.1	3.8
2025（7）	4.0	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	14.5	14.0	3.9
2026（8）	4.0	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	14.8	14.1	4.0
2027（9）	4.0	1.2	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	15.2	14.2	4.1
2028（10）	4.0	1.2	0.7	2.1	3.7	3.5	0.4	15.6	14.3	4.2
2029（11）	4.1	1.2	0.7	2.1	3.7	3.6	0.4	16.0	14.4	4.2
2030（12）	4.1	1.2	0.8	2.1	3.7	3.6	0.4	16.4	14.3	4.3
2040（22）	5.0	1.2	1.1	2.6	4.3	4.2	0.6	21.8	14.1	4.9
2060（42）	9.3	2.0	1.9	5.4	8.4	8.3	0.9	37.1	12.0	4.3
2090（72）	19.0	3.9	3.1	11.9	18.5	18.4	0.5	61.0	7.0	3.3
2120（102）	33.7	7.8	1.8	23.9	37.2	37.1	-3.5	33.7	1.4	1.0

長期の経済前提		
物価上昇率		2.0%
賃金上昇率（実質（対物価））		1.5%
運用利回り	実質（対物価）	3.2%
	スプレッド（対賃金）	1.7%
経済成長率（実質）2034 年度以降 20 ～ 30 年		1.1%
	人口１人当たり	1.8%

	所得代替率（給付水準の調整終了後）	給付水準の調整終了年度
所得代替率	57.6%	2037
比例	25.0%	調整無し
基礎	32.6%	2037

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額（2004 年度価格）	17,000円

（注）1. 厚生年金の見通しは、存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
2. 実際の国民年金の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。
3. 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
4. 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
5. 報酬比例には、厚生年金の独自給付（定額、加給、加算）を含む。
6. 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

概　要

令和6（2024）年財政検証結果（人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人　経済：過去30年投影ケース）

厚生年金の見通し

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金拠出金	報酬比例	収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2024年度価格）	積立度合
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2024　（6）	66.7	41.6	13.5	11.5	52.8	22.5	30.0	13.9	290.7	290.7	5.2
2025　（7）	65.9	42.6	11.5	11.8	54.1	23.2	30.6	11.8	302.5	293.4	5.4
2026　（8）	65.6	43.2	10.4	12.0	54.7	23.6	30.8	10.9	313.5	297.3	5.5
2027　（9）	65.6	43.7	9.8	12.1	55.4	23.8	31.3	10.2	323.6	304.2	5.7
2028　（10）	66.0	44.0	9.8	12.2	56.0	24.1	31.7	10.0	333.6	311.2	5.8
2029　（11）	66.7	44.3	10.1	12.3	56.8	24.3	32.2	10.0	343.5	317.8	5.9
2030　（12）	67.4	44.6	10.4	12.4	57.4	24.5	32.6	10.0	353.5	324.5	6.0
2040　（22）	72.4	46.0	12.9	13.5	66.0	26.9	38.8	6.4	438.2	362.5	6.5
2060　（42）	77.1	48.4	15.3	13.4	74.1	26.8	47.1	3.0	517.5	330.3	6.9
2090　（72）	79.1	50.7	13.6	14.7	86.0	29.5	56.3	-7.0	455.4	197.1	5.4
2120（102）	70.6	52.6	2.4	15.6	91.0	31.1	59.7	-20.4	70.6	20.7	1.0

（参考）

所得代替率	基礎	比例	
	%	%	
	61.2	36.2	25.0
	61.0	36.1	24.9
	60.8	36.0	24.9
	60.7	35.8	24.9
	60.4	35.5	24.9
	60.1	35.3	24.9
	59.9	35.0	24.9
	56.3	31.4	24.9
	50.4	25.5	24.9
	50.4	25.5	24.9
	50.4	25.5	24.9

国民年金の見通し

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金拠出金	収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2024年度価格）	積立度合
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
2024　（6）	3.9	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.3	14.0	14.0	3.8
2025　（7）	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.2	13.8	3.9
2026　（8）	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.4	13.6	3.9
2027　（9）	3.8	1.3	0.4	2.0	3.7	3.5	0.1	14.5	13.6	3.9
2028　（10）	3.8	1.3	0.4	2.1	3.7	3.6	0.1	14.6	13.6	3.9
2029　（11）	3.8	1.2	0.4	2.1	3.7	3.6	0.1	14.7	13.6	3.9
2030　（12）	3.8	1.2	0.4	2.1	3.7	3.6	0.1	14.8	13.5	4.0
2040　（22）	4.0	1.1	0.4	2.4	4.0	3.9	-0.1	14.8	12.2	3.7
2060　（42）	4.3	1.2	0.4	2.6	4.3	4.2	0.0	14.0	9.0	3.3
2090　（72）	4.6	1.2	0.4	2.9	4.7	4.7	-0.1	12.2	5.3	2.6
2120（102）	4.6	1.3	0.1	3.1	5.0	4.9	-0.4	4.6	1.3	1.0

長期の経済前提		
物価上昇率		0.8%
賃金上昇率（実質（対物価））		0.5%
運用利回り	実質（対物価）	2.2%
	スプレッド（対賃金）	1.7%
経済成長率（実質） 2034年度以降20～30年		-0.1%
	人口1人当たり	0.7%

	所得代替率（給付水準の調整終了後）	給付水準の調整終了年度
所得代替率	50.4%	2057
比例	24.9%	2026
基礎	25.5%	2057

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額（2004年度価格）	17,000円

（注）1. 厚生年金の見通しは、存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
2. 実際の国民年金の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。
3. 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
4. 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
5. 報酬比例には、厚生年金の独自給付（定額、加給、加算）を含む。
6. 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

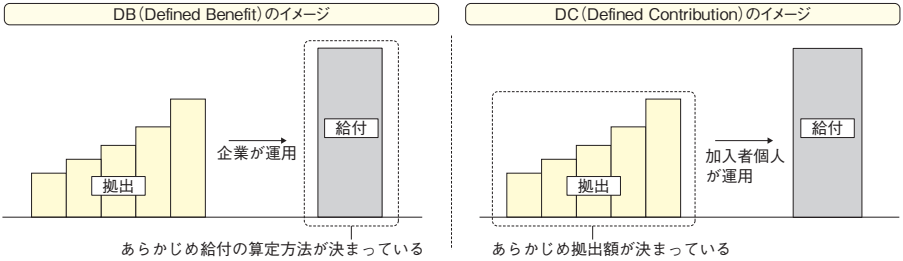
企業年金など

概　要

企業年金などの概要

図1　給付建て（DB）と拠出建て（DC）の基本的仕組み

○給付建て（Defined Benefit。DB）は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。
○拠出建て（Defined Contribution。DC）は、あらかじめ事業主・加入者が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入者個人が運用。



［確定給付企業年金］

労使が合意した年金規約に基づき、企業の事業主と信託会社・生命保険会社等が契約を結び母体企業の外部で年金資産を管理・運用する規約型企業年金と、母体企業とは別の法人格を持った基金を設立した上で、基金において年金資金を管理・運用し、年金給付を行う（厚生年金の代行は行わない）基金型企業年金の二つの形態がある。

確定給付企業年金法は、以下のような受給権の保護のための規定が整備されている。

・積立義務　：年金資産の積立基準を設定するとともに、財政再計算、財政検証や積立不足の解消を義務付ける規定。
・受託者責任：事業主など企業年金の管理・運営に関わる者について、加入者等に対する責任及び行為準則を明確化する規定。
・情報開示　：事業主等に対し、業務の概況について加入者等への情報開示及び厚生労働大臣への報告を義務付ける規定。

［確定拠出年金］

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、加入者自らが資産の運用を行い、その結果により給付額が決定される年金である。事業主がその従業員を対象として確定拠出型の企業年金を行う企業型年金と、国民年金基金連合会が実施する個人型年金（iDeCo）の二つの形態がある。

企業型年金の場合は事業主（規約で定めた場合、加入者の拠出も可能）が、個人型年金の場合は加入者個人（企業年金を実施していない中小事業主に限り、追加して事業主の拠出も可能）が拠出限度額の範囲内で掛金を拠出する。拠出された掛金は、加入者ごとに積み立てられ、その運用の指図は加入者自らが行う。給付の額は、掛金とその運用収益によって決まり、老齢給付金、障害給付金などの給付が支給される。

［国民年金基金］

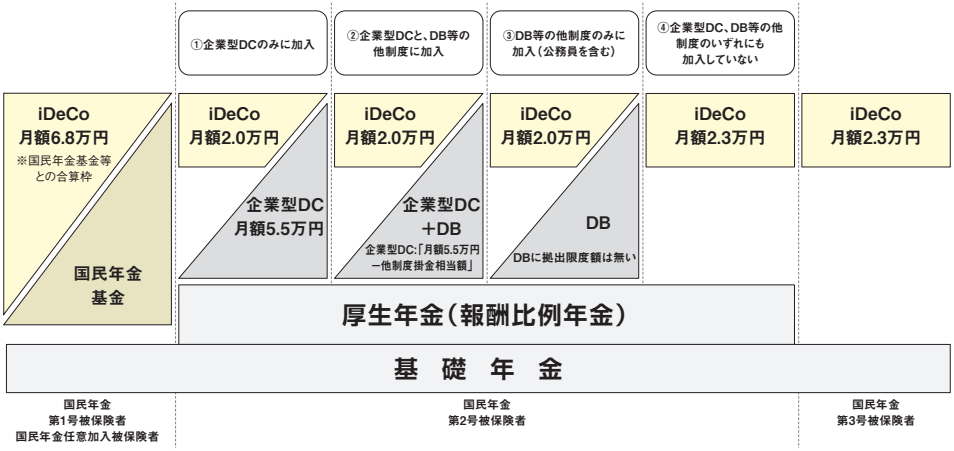
自営業者等が、自らの選択により、国民年金に上乗せして老後の所得保障の充実を図ることができる制度として、1989（平成元）年の法律改正により国民年金基金制度が整備され、1991（平成3）年4月から実施されている。国民年金基金に加入できる者は、国民年金の第1号被保険者であり、業種は問わない地域型基金の全国国民年金基金（※）と、同種の事業または業務に従事する者で組織し全国を通じて1つ設立される職能型基金の2種類がある。

（※）全国国民年金基金は、2019（平成31）年4月に全国47都道府県の地域型国民年金基金と22の職能型国民年金基金が合併し、設立されたものです。

［厚生年金基金］

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法人であり、老齢厚生年金の一部（物価スライドと賃金スライドを除いた部分）を代行し、これにさらに独自の上乗せ給付を行う。給付に必要な掛金は事業主から徴収され、事業主と加入員が負担する。厚生年金基金を設立している事業主は政府に対して代行給付に見合う厚生年金保険の保険料の納付を免除され、代行相当分を含め基金が支給する給付に要する掛金を基金に納付する。なお、厚生年金基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）により、当該法律の施行日（2014（平成26）年4月1日）後は新設できなくなった。

図2　拠出限度額の一覧



（注）1. 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円（令和8年12月1日より6.2万円）からDB等の他制度掛金相当額（仮想掛金額）を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号）の施行（令和6年12月1日）の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする（経過措置）。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。
マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、事業主掛金額との合計が拠出限度額（月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額）の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

（注）2. iDeCoの拠出限度額について、企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。なお、令和8年12月1日より、国民年金第1号被保険者と国民年金任意加入被保険者は月額7.5万円から国民年金基金等の掛金を控除した額。他の企業年金及び企業型確定拠出年金に加入していない国民年金第2号被保険者の限度額は月額6.2万円。他の企業年金等に加入している国民年金第2号被保険者の限度額は月額6.2万円から他制度掛金相当額又は共済掛金額を控除した額。企業型確定拠出年金のみに加入している国民年金第2号被保険者は月額6.2万円から企業型確定拠出年金の事業主掛金を控除した額。（国民年金第3号被保険者の限度額は変更なし。）

詳細データ①　厚生年金基金の基金数・加入員数等の推移

年度	基金数	加入員数（千人）	資産（兆円）
2001（平成13）年度	1,737	10,871	57.0
2005（平成17）年度	687	5,310	37.3
2010（平成22）年度	595	4,472	27.7
2015（平成27）年度	256	2,539	25.2
2016（平成28）年度	110	1,401	19.9
2017（平成29）年度	36	571	16.1
2018（平成30）年度	10	173	13.2
2019（令和元）年度	8	158	12.1
2020（令和２）年度	5	126	13.8
2021（令和３）年度	5	125	13.9
2022（令和４）年度	5	122	13.3
2023（令和５）年度	4	119	14.8
2024（令和６）年度	4	118	14.1

資料：厚生労働省年金局調べ。
（注）1. 資産の評価方法は、時価。
2. 資産残高には企業年金連合会分を含む。

詳細データ② 確定給付企業年金の実施件数・加入者数の推移

年度	件数	加入者数（万人）
2002（平成14）年度	15	3
2005（平成17）年度	1,432	384
2010（平成22）年度	10,050	727
2015（平成27）年度	13,690	795
2016（平成28）年度	13,540	826
2017（平成29）年度	13,341	901
2018（平成30）年度	12,959	940
2019（令和元）年度	12,579	940
2020（令和２）年度	12,331	933
2021（令和３）年度	12,108	930
2022（令和４）年度	11,928	911
2023（令和５）年度	11,794	903
2024（令和６）年度	11,653	887

資料：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」
（注）　確定給付企業年金法は平成14年4月から施行。

詳細データ③ 確定拠出年金の規約数・加入者数の推移

年度	規約数	企業型加入者数（千人）	個人型加入者数（千人）
2001（平成13）年度	32	88	0.4
2005（平成17）年度	1,726	1,739	63.3
2010（平成22）年度	3,593	3,724	124.9
2015（平成27）年度	4,875	5,501	257.6
2016（平成28）年度	5,231	5,928	430.9
2017（平成29）年度	5,712	6,499	853.7
2018（平成30）年度	6,107	6,906	1,210.0
2019（令和元）年度	6,380	7,252	1,562.8
2020（令和２）年度	6,601	7,502	1,939.0
2021（令和３）年度	6,802	7,820	2,387.8
2022（令和４）年度	7,049	8,054	2,899.6
2023（令和５）年度	7,222	8,304	3,285.0
2024（令和６）年度	7,432	8,621	3,630.9

資料：規約数・企業型加入者数：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」。個人型加入者数：厚生労働省年金局調べ。
（注）　確定拠出年金法は平成13年10月から施行。また、個人型については平成14年1月から実施。

詳細データ④ 国民年金基金の基金数・加入員数等の推移

年度	基金数	加入員数（千人）	資産（兆円）
2001（平成13）年度	72（25）	787（127）	1.5
2005（平成17）年度	72（25）	727（117）	2.7
2010（平成22）年度	72（25）	548（92）	2.6
2015（平成27）年度	72（25）	427（71）	4.0
2016（平成28）年度	72（25）	399（66）	4.1
2017（平成29）年度	72（25）	375（62）	4.2
2018（平成30）年度	72（25）	364（59）	4.2
2019（令和元）年度	4（3）	349（21）	3.9
2020（令和２）年度	4（3）	344（20）	4.7
2021（令和３）年度	4（3）	343（20）	4.8
2022（令和４）年度	4（3）	335（19）	4.6
2023（令和５）年度	4（3）	332（19）	5.3
2024（令和６）年度	4（3）	317（18）	5.3

資料：厚生労働省年金局調べ、（　）内は職能型基金で内数。
（注）　1. 資産の評価方法は、時価。
　　2. 資産残高には国民年金基金連合会分を含む。

年金相談

概　要　　年金相談

1. 相談窓口の種類

○年金の相談は、全国の「年金事務所」や「街角の年金相談センター［別表］」へどうぞ。
※予約相談を実施しています。予約相談の受付は「予約受付専用電話」にお電話ください。
※老齢年金、障害年金、遺族年金・未支給年金の請求に関する相談はインターネットでも予約を承ります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

○お電話による年金相談に関する一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」で、「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」に関するお問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」で承ります。また、年金の加入に関する一般的なお問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」で承ります。
・「ねんきんダイヤル」0570－05－1165
(050から始まる電話でおかけになる場合は「03－6700－1165」にお電話ください。)
・「予約受付専用電話」0570－05－4890
(050から始まる電話でおかけになる場合は「03－6631－7521」にお電話ください。)
・「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」0570－058－555
(050から始まる電話でおかけになる場合は「03－6700－1144」にお電話ください。)
・「ねんきん加入者ダイヤル（国民年金加入者向け）」0570－003－004
(050から始まる電話でおかけになる場合は「03－6630－2525」にお電話ください。)
・「ねんきん加入者ダイヤル（事業所、厚生年金加入者向け）」0570－007－123
(050から始まる電話でおかけになる場合は「03－6837－2913」にお電話ください。)

2. 受付時間

・年金事務所・街角の年金相談センター
受付時間：月曜日：午前8：30～午後7：00
火～金曜日：午前8：30～午後5：15
第2土曜日：午前9：30～午後4：00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に午後7：00まで相談を受け付けさせていただきます。
※第2土曜日以外の土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※一部の街角の年金相談センターでは、「時間延長」「週末相談」は実施しておりません。

・ねんきんダイヤル
受付時間：月曜日：午前8：30～午後7：00
火～金曜日：午前8：30～午後5：15
第2土曜日：午前9：30～午後4：00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に午後7：00まで相談を受け付けさせていただきます。
※第2土曜日以外の土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

・予約受付専用電話
受付時間：月～金曜日（平日）：午前8：30～午後5：15
※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

・インターネット予約
受付時間：土日祝日を含め毎日：午前8：00～午後11：30
※システムメンテナンスにより停止することがあります。

・ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号
受付時間：月曜日：午前8：30～午後7：00
火～金曜日：午前8：30～午後5：15
第2土曜日：午前9：30～午後4：00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に午後7：00まで相談を受け付けさせていただきます。
※第2土曜日以外の土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

・ねんきん加入者ダイヤル
受付時間：月～金曜日：午前8：30～午後7：00
第2土曜日：午前9：30～午後4：00
※第2土曜日以外の土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

3. 年金相談においでになるときに、お持ちいただきたいもの

年金の相談においでになるときは、基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書又は改定通知書等、日本年金機構から本人に交付された基礎年金番号が分かる書類をお持ちください。個人番号によるご相談もできますが、その場合は個人番号が確認できる個人番号カード等をご用意ください。

また、窓口にて年金加入記録、年金見込み額又は証明書等の（再）交付をご希望される場合は、交付物の詐取を防止するため、本人と確認できる身分証明書の提示が必要です。

詳しくは、次ページの《確認書類の例》を参照してください。

4. 本人以外のご家族等が相談をされる時のお願い

年金の相談は、本人の委任があれば家族や友人の方でもかまいません。本人からの委任状をご用意ください。

委任状には、本人の基礎年金番号通知書や年金手帳に記載されている基礎年金番号又は本人の年金証書に記載されている基礎年金番号と年金コード、本人の住所、氏名、生年月日、電話番号、委任内容、委任日を記入したうえ、委任を受ける方の住所、氏名、本人との関係を書いてください。

また、年金相談の委任を受ける方の身分証明書も忘れないようご用意ください。

※委任状の様式は、日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp/）からダウンロードできますのでご利用ください。

《確認書類の例》

番号確認書類の例
○個人番号カード ○通知カード ○個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

身元確認書類の例	
1つの提示で足りるもの	2つ以上の提示が必要なもの （異なる○印の組合せが必要です。）
○個人番号カード（マイナンバーカード） ○住民基本台帳カード（写真付きのもの） ○運転免許証（運転経歴証明書） ○旅券（パスポート） ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳 ○特別永住者証明書 ○在留カード ○国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書 （写真付きのもの）※ ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引士証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・検定合格証（警備員に関する検定の合格証）	○被保険者証、組合員証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合） ○公的年金（企業年金、基金を除く）の年金証書又は恩給証書 ○基礎年金番号通知書、年金手帳 ○住民基本台帳カード（写真の付いていないもの） ○児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 ○日本年金機構が交付した通知書　※ ・年金額改定通知書 ・年金振込通知書　等 ○印鑑登録証明書 ○学生証（写真付きのもの）※ ○国、地方公共団体又は法人が発行した身分証明書 （写真付きのもの）※ ○国又は地方公共団体が発行した資格証明書（写真付きのもので左記に掲げる書類以外のもの）※ ※「氏名」、「生年月日又は住所」が記載されたものに限ります。 【注意】 金融機関又はゆうちょ銀行の預（貯）金通帳、キャッシュカード、クレジットカードは、番号法上の身元確認書類としては認められません。 個人番号の提供を受けない従来の本人確認の場合のみ、使用することができます。

・資格（身分）証明書（公的機関等が発行する証明書で、氏名、住所、生年月日、顔写真等個人を特定する情報が含まれた有効期限内のもの）は原本の提示が必要です。

代理権の確認書類の例
【任意代理人】 ○委任状 【法定代理人（親権者、成年後見人等、施設・療養機関の職員）】 ○戸籍謄本 ○登記事項証明書（法務局） ○審判書謄本（裁判所）及び審判確定証明書（裁判所）

5. 電話により年金相談をされる時のお願い

電話による具体的なご相談は、ご本人のみとさせていただいております。

ただし、日本年金機構よりお送りした通知書の内容等についてのご照会については、ご本人が直接相談することが困難な場合に限り、配偶者、2親等以内の親族又は同居の親族の方からの相談もお受けいたします。

なお、ご相談においては、相談者を確認させていただくため、次のような点をお尋ねさせていただいておりますので、あらかじめ基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書又は改定通知書などをご用意ください。

・相談者がご本人の場合…
　基礎年金番号・氏名・生年月日・住所など
・相談者が配偶者、2親等以内の親族又は同居の親族の方の場合…
　上記の他、配偶者又は親族の方の基礎年金番号・氏名・生年月日・住所・続柄・電話番号・ご本人が直接相談することが困難な理由など

相談したい内容は、あらかじめ具体的に整理してメモにしておいていただけると便利です。

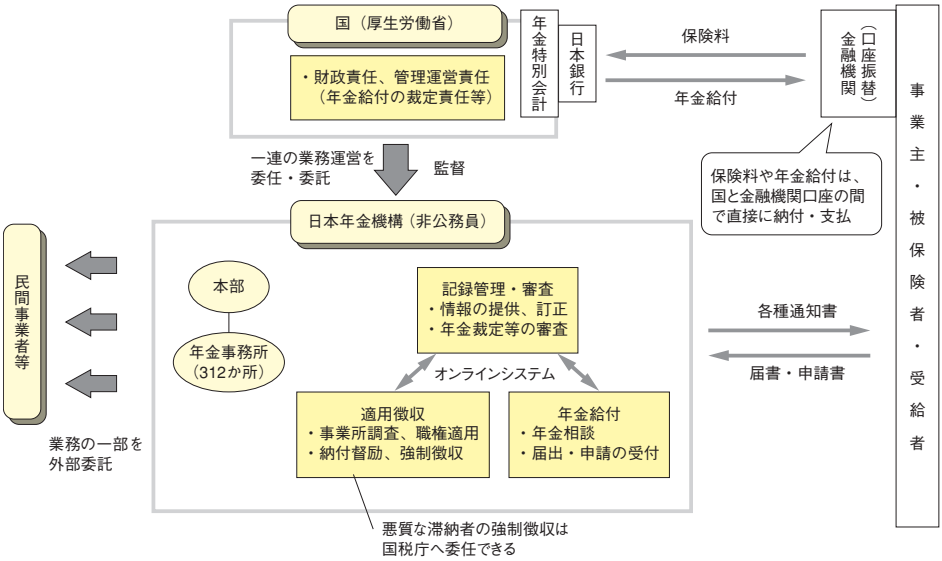
街角の年金相談センター設置一覧表

（2026（令和8）年4月現在）

都道府県	街角の年金相談センター名称	所在地
北海道	札幌駅前	札幌市中央区北1条西2−1　札幌時計台ビル4階
	麻生	札幌市北区北38条西4−1−8
青森	青森（オフィス）	青森市本町1−3−9　ニッセイ青森本町ビル10階
岩手	盛岡（オフィス）	盛岡市大通3−3−10　七十七日生盛岡ビル4階
宮城	仙台	仙台市青葉区国分町3−6−1　仙台パークビル2階
秋田	秋田（オフィス）	秋田市東通仲町4−1　秋田拠点センターALVE2階
山形	酒田	酒田市中町1−13−8
福島	福島	福島市北五老内町7−5　i・s・M37-2階
茨城	水戸	水戸市南町3−4−10　水戸FFセンタービル1階
	土浦	土浦市桜町1−16−12　リーガル土浦ビル3階
群馬	前橋	前橋市亀里町1310　群馬県JAビル3階
埼玉	大宮	さいたま市大宮区桜木町2−287　大宮西口大栄ビル3階
	草加	草加市瀬崎1-9-1 谷塚コリーナ2階
	川越（オフィス）	川越市脇田本町16−23　川越駅前ビル8階
千葉	千葉	千葉市中央区新田町4−22　サンライトビル1階
	船橋	船橋市本町1−3−1　フェイスビル7階
	柏	柏市柏4−8−1　柏東口金子ビル1階
	市川（オフィス）	市川市市川1−7−6　愛愛ビル3階
東京	新宿	新宿区西新宿1−7−1　松岡セントラルビル8階
	町田	町田市中町1−2−4　日新町田ビル5階
	立川	立川市曙町2−7−16　鈴春ビル6階
	国分寺	国分寺市南町2−1−31　青木ビル2階
	大森	大田区山王2−8−26　東辰ビル5階
	八王子（オフィス）	八王子市横山町22−1　エフ・ティービル八王子3階
	足立（オフィス）	足立区綾瀬2−24−1　ロイヤルアヤセ2階
	江戸川（オフィス）	江戸川区一之江8−14−1　交通会館一之江ビル3階
	練馬（オフィス）	練馬区東大泉6−52−1　WICSビル1階
	武蔵野（オフィス）	武蔵野市中町1−6−4　三鷹山田ビル3階
	江東（オフィス）	江東区亀戸2−22−17　日本生命亀戸ビル5階
神奈川	横浜	横浜市西区高島2−19−12　スカイビル18階
	戸塚	横浜市戸塚区上倉田町498−11　第5吉本ビル3階
	溝ノ口	川崎市高津区溝口1−3−1　ノクティプラザ1-10階
	相模大野	相模原市南区相模大野3−8−1　小田急相模大野ステーションスクエア1階
	新横浜（オフィス）	横浜市港北区新横浜2−5−10　楓第2ビル3階
	藤沢（オフィス）	藤沢市藤沢496　藤沢森井ビル6階
	厚木（オフィス）	厚木市中町3−11−18　Flos厚木6階
新潟	新潟	新潟市中央区東大通2−3−26　プレイス新潟6階
富山	富山	富山市稲荷元町2−11−1　アピアショッピングセンター2階
石川	金沢	金沢市鳴和1−17−30
福井	福井（オフィス）	福井市手寄1−4−1　AOSSA2階
長野	長野	長野市中御所45−1　山王ビル1階
	上田（オフィス）	上田市天神1−8−1　上田駅前ビルパレオ6階
岐阜	岐阜	岐阜市香蘭2−23　オーキッドパーク西棟3階
静岡	静岡	静岡市駿河区南町18−1　サウスポット静岡2階
	沼津	沼津市大手町3−8−23　ニッセイスタービル4階
	浜松（オフィス）	浜松市中央区西塚町200　サーラプラザ浜松5階
愛知	名古屋	名古屋市中村区椿町1−16　井門名古屋ビル2階
	栄	名古屋市中区栄4−2−29　JRE名古屋広小路プレイス8階
三重	津（オフィス）	津市丸之内養正町4−1　丸之内三重ビル1階
滋賀	草津	草津市渋川1−1−50　近鉄百貨店草津店5階
京都	宇治	宇治市広野町西裏54−2
	京都（オフィス）	京都市西京区桂野里町17　ミュー阪急桂（EAST）5階
大阪	天王寺	大阪市天王寺区南河堀町10−17　天王寺北NKビル2階
	吹田	吹田市片山町1−3−1　メロード吹田2番館10階
	堺東	堺市堺区中瓦町1−1−21　堺東八幸ビル7階
	枚方	枚方市岡東町5−23　アーバンエース枚方ビル2階
	城東	大阪市城東区中央1−8−24　東洋プラザ蒲生ビル1階
	東大阪	東大阪市永和1−18−12　NTT西日本東大阪ビル1階
	豊中	豊中市本町1−1−3　豊中高架下店舗南ブロック1階
	なかもず	堺市北区長曽根町130−23　堺商工会議所会館1階
兵庫	北須磨	神戸市須磨区中落合2−2−5　名谷センタービル7階
	尼崎	尼崎市南塚口町2−1−2−208　塚口さんさんタウン2番館2階
	姫路	姫路市南畝町2−53　ネオフィス姫路南1階
	西宮（オフィス）	西宮市北口町1−2　アクタ西宮東館1階
奈良	奈良	奈良市大宮町4−281　新大宮センタービル1階
和歌山	和歌山（オフィス）	和歌山市美園町3−32−1　損保ジャパン和歌山ビル1階
岡山	岡山	岡山市北区昭和町4−55
広島	広島	広島市中区橋本町10−10　広島インテスビル1階
	福山	福山市東桜町1−21　エストパルク6階
山口	防府	防府市栄町1−5−1　ルルサス防府2階
徳島	徳島（オフィス）	徳島市八百屋町2−11　ニッセイ徳島ビル8階
香川	高松（オフィス）	高松市鍛冶屋町3　香川三友ビル5階
愛媛	松山（オフィス）	松山市花園町1−3　日本生命松山市駅前ビル5階
福岡	北九州	北九州市八幡西区西曲里町2−1　黒崎テクノプラザⅠ-1階
佐賀	鳥栖（オフィス）	鳥栖市宿町1118　鳥栖市役所南別館1階
長崎	長崎（オフィス）	長崎市千歳町2−6　いわさきビル5階
熊本	熊本	熊本市中央区花畑町4−1　太陽生命熊本第2ビル3階
大分	中津（オフィス）	中津市豊田町14−3　中津市役所別棟2階
宮崎	宮崎（オフィス）	宮崎市大淀4−6−28　宮交シティ2階
鹿児島	鹿児島（オフィス）	鹿児島市大黒町2−11　南星いづろビル6階

※街角の年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

日本年金機構について


国（厚生労働省）
・財政責任、管理運営責任
（年金給付の裁定責任等）
年金特別会計
日本銀行
保険料
年金給付
金融機関（口座振替）
事業主・被保険者・受給者
保険料や年金給付は、国と金融機関口座の間で直接に納付・支払
一連の業務運営を委任・委託
監督
日本年金機構（非公務員）
本部
年金事務所（312か所）
記録管理・審査
・情報の提供、訂正
・年金裁定等の審査
オンラインシステム
適用徴収
・事業所調査、職権適用
・納付督励、強制徴収
年金給付
・年金相談
・届出・申請の受付
各種通知書
届書・申請書
民間事業者等
業務の一部を外部委託
悪質な滞納者の強制徴収は国税庁へ委任できる